

魚津市告示第41号

魚津市職業能力開発支援事業助成金交付要綱の一部改正について

魚津市職業能力開発支援事業助成金交付要綱（平成26年魚津市告示第49号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

魚津市長 村椿 晃

第4条中「次のいずれかのセミナー又は研修」を「北陸職業能力開発大学校が実施する職業能力開発セミナー」に改め、同条第1号及び第2号を削る。

第6条中「3ヶ月」を「3月」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

セミナーの種類	助成対象経費	助成金の額	助成金の限度額
北陸職業能力開発大学校が実施する職業能力開発セミナー	セミナーの受講料	対象経費の3分の1	当該年度において、セミナーを受講した従業員1人当たり20,000円を限度とする。

備考

- 1 助成金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 2 助成金の交付は、1申請者につき会計年度ごとに1回限りとする。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。